

(写)  
2 西監第 182 号  
令和 3 年 3 月 31 日

西東京市議会議長 保谷 なおみ 殿  
西東京市長 池澤 隆史 殿

西東京市監査委員 櫻井 勉

西東京市監査委員 橋本 勇

西東京市監査委員 佐藤 公男

令和 2 年度定期監査の結果について (報告)

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 14 項の規定により、通知願います。

## 定期監査報告書

### 第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査

### 第2 監査の対象

健康福祉部 生活福祉課  
都市基盤部 道路管理課

### 第3 監査の範囲

令和2年4月1日から9月30日までの各課における財務に関する事務及びその他の事務の執行（国・都支出金等の歳入及び補助金等の歳出に関しては、令和元年度執行分を含む。）

### 第4 監査の期間

令和2年10月1日から令和3年3月31日まで

### 第5 監査の基準

西東京市監査基準（令和2年西東京市監査委員告示第3号）

### 第6 監査の実施内容

各課の事務事業が法令等に従い、適正かつ効率的に実施されているかに主眼を置き、関係諸帳簿、証拠書類の審査、照合、関係職員からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続により実施した。

### 第7 監査の日程及び実施場所

- |        |                |             |
|--------|----------------|-------------|
| 1 実 査  | 令和2年12月14日、16日 | 実施場所：各課執務室等 |
| 2 説明聴取 | 令和3年1月19日、21日  | 実施場所：監査委員室  |
| 3 講 評  | 令和3年3月17日      | 実施場所：監査委員室  |

### 第8 監査の着眼点

- 1 予算の執行は計画的かつ適正に行われているか。
- 2 収入、支出事務は、その根拠となる法令等に従って適正に、かつ、数値等に誤りがなく正確に執行されているか。
- 3 契約に関する事務手続は法令等の規定に沿って適正に行われているか。
- 4 現金、郵券の受払い、管理は適切に行われているか。
- 5 財産（施設、備品等）は適切に管理、使用されているか。
- 6 関係諸帳簿の整備記録、証拠書類等の整理、保管は適切に行われているか。
- 7 事務処理で法令等に違反するものはないか。

## 第9 監査の結果

財務に関する事務及びその他の事務の執行について、抽出の方法により監査を実施したところ、いずれの監査対象ともおおむね適正に執行されていると認められた。

しかしながら、一部に改善を要する事項が見受けられたので、後述する。

なお、その他軽微な事項については、口頭で改善を要望した。

### 1 個別的指摘事項

#### (1) 健康福祉部 生活福祉課

ア 行旅死亡人の取扱いに要した費用について、西東京市行旅病人及び行旅死亡人取扱いに関する規則では、葬祭費用などの弁償額に当該死亡人の遺留金品を充ててもなお費用の弁償額に足りないときは、東京都に対してその不足額を請求することを定めているが、費用請求手続は行われていなかった。

規則及び行旅病人、行旅死亡人及び墓地埋葬法第9条事務の手引等により、適正な事務を行うべきである。

イ 被保護者、行旅死亡人等の遺留金品等の管理について、金庫内への遺留金品等の一時保管に関する基準では、生活福祉課担当職員が遺留金品等を相続人等に受け渡すまでの間、一時的に保管する場合は、金庫を使用し遺留金品等のリスト及び管理簿（以下「管理簿等」という。）を作成すること、毎月末には金庫内を改め管理簿の内容と相違ないかを確認することを定めている。

しかし、簡易な記録はあるものの、基準に基づく管理簿等は作成されておらず、毎月末に実施すべき金庫内の確認も行なわれていなかった。

基準等により適正な管理を行うとともに、遺留金品等の適切な処分について検討すべきである。

ウ 生活保護費返還金等事務について、生活保護法施行に係る返還金等事務取扱要領では、納付期限経過後30日を経てもなお返還金等の納入がないときは督促状により督促し、督促後指定納付期限までに納入がないときは催告書により催告することを定めているが、督促状及び催告書（以下「督促状等」という。）の発送については、納入通知日又は納付期限にかかわらず年1回まとめて行われていた。

生活保護費返還金は非強制徴収公債権であり、地方自治法等に督促を行う時期、指定する期限について特に定めはないが、適切な時期に督促状等を発送すべきである。また、不正受給等に対する徴収金については、必要に応じて関係部署と連携するなど、組織的な滞納整理について検討すべきである。

#### (2) 都市基盤部 道路管理課

ア 主管課契約に関する事務について、一体的に契約可能な内容にもかかわらず個別契約で主管課契約となっているもの、競争見積合わせが可能であるにもかかわらず特命随意契約を行っているものなどがあった。

また、実施起案等の書類の記載漏れ、添付書類に不備のあるもの、不明確な仕様書が見受けられた。

契約事務の手引き等にのっとり適正な事務を行うべきである。

イ 道路占用許可について、西東京市道路占用料等徴収条例では、市長は、特に必要があると認める場合において、占用者の申請により占用料の額を減免できることを定めているが、減免申請及び許可決定において減免理由が不明であるものが見受けられた。

条例では、減免できる事案を特に必要があると認める場合に限定していることから、減免申請及び許可決定において、減免理由を明記すべきである。

ウ 街路灯補助金について、西東京市街路灯補助金交付要綱では、街路灯の維持管理に要する経費の一部を補助することを定めているが、電気料金以外の補助対象経費は明記されておらず、電気料金以外の維持管理に要する経費については、提出された書類では確認ができなかった。

本要綱に基づく維持管理に要する経費(補助対象経費)を明確化するなど、要綱の見直しについて検討すべきである。

## 2 意見要望事項

今回の監査では、「個別的指摘事項」でも述べたとおり、一部に改善を要する事項が見受けられた。原因としては、事務処理の前例踏襲、不十分な事務引継、所管事務に内在するリスクの認識不足などが考えられる。

事務の適正な処理は、法令、条例、規則等に基づいて行われるものであることは言うまでもなく、加えて各種事務マニュアル等が作成されている場合は、それらが課内で十分に周知され、職員一人一人が内容を理解していることが必要である。

今後は、不適切な事務処理に対するリスクを課内で共有し、マニュアル等の適切な運用に努め、より適正かつ円滑に事務が執行されることを期待するものである。

## 監査対象課の概要

### 【健康福祉部生活福祉課】

○分掌事務（令和2年4月1日現在）

生活福祉係 （1） 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく給付に関する事。  
 （2） 生活保護法に基づく医療及び嘱託医に関する事。  
 （3） 中国残留邦人等に関する給付に関する事。  
 （4） 課内の庶務に関する事。

援護第1係 （1） 生活保護法に基づく保護に関する事。  
 （2） 中国残留邦人等の生活支援に関する事。  
 （3） 行旅病人及び行旅死亡人並びに無縁墓地に関する事。

援護第2係 （1） 生活保護法に基づく保護に関する事。  
 （2） 中国残留邦人等の生活支援に関する事。  
 （3） 行旅病人及び行旅死亡人並びに無縁墓地に関する事。

（1） 職員の配置状況（令和2年4月1日現在）

（単位：人）

部長	参与	副参与	課長	主幹	課長補佐	副主幹	係長	主査	主任	主事	統括技能長	技能長	技能主任	技能主事	合計
			1	1	1	1	2	2	5	30					43

※副主幹1人、主査のうち1人は、再任用職員である。

※上記のほか、会計年度任用職員として、生活保護面接相談員4人、被保護者就労支援相談員2人など、合計14人が配置されている。

(2) 令和元年度決算の状況

(事業別)

(単位：円)

事業名	予算現額	決算額	不用額	決算額の財源内訳				一般財源
				特定財源				
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
【一般管理費】								
16 仮庁舎等整備事業費	139,000	138,240	760					138,240
【社会福祉総務費】								
02 一般管理事務費	2,400,000	2,234,756	165,244					2,234,756
15 行旅病人・死亡人等及び無縁墓地費	1,769,000	1,575,708	193,292					1,575,708
16 中国残留邦人等支給給付事業費	46,031,000	36,560,999	9,470,001	26,131,000				10,429,999
25 超過交付返還金等	10,613,000	10,612,477	523					10,612,477
【児童福祉総務費】								
13 家庭児童相談室運営事業費	5,381,000	5,223,055	157,945	2,611,000				2,612,055
19 超過交付返還金等	87,000	87,000						87,000
【生活保護総務費】								
02 生活保護運営管理費	66,747,000	62,706,851	4,040,149	12,999,000				49,707,851
03 精神障害者等退院促進及び健康管理支援事業費	13,526,000	13,525,242	758	10,144,000				3,381,242
04 生活保護受給者金銭管理支援事業費	11,118,000	11,118,000		5,559,000				5,559,000
05 被保護高齢者支援対策事業費	5,472,000	5,172,850	299,150	3,730,000				1,442,850
06 被保護者就労準備支援事業費	2,329,000	2,328,240	760	1,552,000				776,240
07 超過交付返還金等	210,245,000	210,244,946	54					210,244,946
【扶助費】								
01 生活保護費	7,345,886,000	7,153,293,451	192,592,549	5,486,856,000	117,663,000		40,240,000	1,508,534,451
02 法外援護費	4,699,000	4,128,800	570,200		4,128,800			
03 自立促進事業費	15,541,000	10,331,174	5,209,826		10,331,174			
合計	7,741,983,000	7,529,281,789	212,701,211	5,549,582,000	132,122,974		40,240,000	1,807,336,815

(市民1人当たり決算額) ※1

(単位：円)

		事業費	人件費 ※2	合計	市民1人当たり決算額 ※3	
決	算	額	7,529,281,789	381,794,678	7,911,076,467	38,468
内	特	定	5,721,944,974	0	5,721,944,974	27,823
訳	一	般	1,807,336,815	381,794,678	2,189,131,493	10,645

注 ※1 監査対象課から提出された資料を基に、決算額に対する市民1人当たりの額を参考までに算出した。

※2 人件費は、職員(会計年度任用職員は含まない。)に支払われた給料、職員手当等、共済費の総額である。

※3 数字の単位未満は原則として四捨五入しているため、決算額は内訳の計と一致しない場合がある。

(令和2年3月末日現在の住民基本台帳人口：205,653人)

## 【都市基盤部道路管理課】

○分掌事務（令和2年4月1日現在）

- 道路管理係
- (1) 道路の占用及び掘削の許可に関する事。
  - (2) 道路及び道路の附属物並びに橋りょう等の管理及び維持（軽微な路面等の補修作業に限る。）に関する事。
  - (3) 道路工事に係る連絡調整に関する事。
  - (4) 屋外広告物の許可及び取締りに関する事。
  - (5) 特定公共物（水路を除く。）の維持管理に関する事。
  - (6) 街路灯の管理に係る補助金交付に関する事。
  - (7) 部内の連絡調整及び課内の庶務に関する事。

- 道路台帳係
- (1) 道路台帳、橋りょう台帳等の管理に関する事。
  - (2) 道路の認定、廃止等に関する事。
  - (3) 道路及び水路の境界確定に関する事。
  - (4) 道路用地の寄附に関する事。
  - (5) 廃道敷の譲渡及び交換に関する事。

(1) 職員の配置状況（令和2年4月1日現在）

（単位：人）

部長	参与	副参与	課長	主幹	課長補佐	副主幹	係長	主査	主任	主事	統括技能長	技能長	技能主任	技能主事	合計
1			1		1		1	1	5	1		1	3		15

※主任のうち2人は、再任用職員である。

※上記のほか、会計年度任用職員として、事務補助員1人が配置されている。

(2) 令和元年度決算の状況

(事業別)

(単位：円)

事業名	予算現額	決算額	不用額	決算額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
【環境衛生費】								
08 公衆トイレ維持管理費	7,374,000	7,164,255	209,745				220,000	6,944,255
【土木総務費】								
02 屋外広告物関係費	35,000	32,563	2,437		32,000			563
【道路橋梁総務費】								
02 道路管理事務費	63,253,000	59,671,124	3,581,876				3,884,000	55,787,124
【道路維持費】								
01 道路維持補修事業費	75,281,000	72,635,271	2,645,729				49,000	72,586,271
【交通安全施設等整備費】								
01 交通安全施設維持管理費	13,504,000	9,930,696	3,573,304					9,930,696
02 交通安全施設整備事業費	11,949,000	10,229,892	1,719,108					10,229,892
【街路灯照明費】								
01 街路灯維持管理費	48,661,000	43,811,298	4,849,702					43,811,298
02 街路灯整備事業費	74,396,000	74,395,734	266				74,000,000	395,734
合計	294,453,000	277,870,833	16,582,167		32,000		78,153,000	199,685,833

(市民1人当たり決算額) ※1

(単位：円)

		事業費	人件費 ※2	合計	市民1人当たり決算額 ※3	
決	算	額				
		277,870,833	156,928,082	434,798,915	2,114	
内	特	定				
		財				
		源	78,185,000	4,943,000	83,128,000	404
訳	一	般				
		財	199,685,833	151,985,082	351,670,915	1,710
		源				

注 ※1 監査対象課から提出された資料を基に、決算額に対する市民1人当たりの額を参考までに算出した。

※2 人件費は、職員(会計年度任用職員は含まない。)に支払われた給料、職員手当等、共済費の総額である。

※3 数字の単位未満は原則として四捨五入しているため、決算額は内訳の計と一致しない場合がある。

(令和2年3月末日現在の住民基本台帳人口：205,653人)